明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一五）　一
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学八）　二五
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通七二）
〔公　告〕
諸事項
官庁
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第七条第二項に基づく使用の認定関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人統計センター、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決取消訴訟の判決確定関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○厚生労働省令第十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月十三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

覚せい剤取締法施行規則等の一部を改正する省令

（覚せい剤取締法施行規則の一部改正）

第一条　覚せい剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
覚醒剤取締法施行規則	覚せい剤取締法施行規則
（覚醒剤施用機関等の指定基準）	（覚せい剤施用機関等の指定基準）
第一条　覚醒剤取締法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者の指定基準は、次のとおりとする。	**第一条**　覚せい剤取締法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者の指定基準は、左の通りとする。
一　覚醒剤施用機関にあつては、精神科若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ⑵の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科の診療を行う病院若しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う病院若しくは診療所であつて診療上覚醒剤の施用が特に必要と認められるものであること。	一　覚せい剤施用機関にあつては、精神科若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ⑵の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科の診療を行う病院若しくは診療所又は外科、整形外科、産婦人科、眼科若しくは耳鼻いんこう科の診療を行う病院若しくは診療所であつて診療上覚せい剤の施用が特に必要と認められるものであること。
二　覚醒剤研究者にあつては、医学、薬学、化学、応用化学その他の学術研究又は試験検査の業務に従事する者であつて、覚醒剤の使用が特に必要と認められるものであること。	二　覚せい剤研究者にあつては、医学、薬学、化学、応用化学その他の学術研究又は試験検査の業務に従事する者であつて、覚せい剤の使用が特に必要と認められるものであること。